

鎌倉市低所得世帯等こども加算・均等割のみ課税世帯
支援給付金支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）の趣旨を踏まえ、価格高騰の影響を受けている低所得世帯等に対し、鎌倉市（以下「市」という。）低所得世帯等こども加算・均等割のみ課税世帯支援給付金（以下、低所得者等こども加算給付金は、「こども加算給付金」、均等割のみ課税世帯支援給付金は、「支援給付金」という。）を支給するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 こども加算給付金、支援給付金は、前条の目的を達するために、市が贈与する給付金をいう。

(支給対象)

第3条 こども加算給付金、支援給付金の支給対象は、令和5年12月1日（以下、「基準日」という。）において、市の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）であって、次の各号に該当する世帯とする。

(1) 令和5年度住民税均等割のみ課税世帯

同一の世帯に属する者全員が、地方税（昭和25年法律第226号）の規定による令和5年度住民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）所得割が課されていない者であり、かつ、当該同一世帯に属する者のうち少なくとも1人が、地方税の規定による令和5年度住民税均等割のみ課税されている世帯

(2) 令和5年度住民税均等割のみ課税世帯又は令和5年度住民税非課税世帯で18歳以下の者（平成17年4月2日から基準日までに出生した者（日本国内に住所を有する者又は児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号）第1条で定める理由により日本国内に住所を有しない者に限る。））又は基準日の翌日から令和6年8月31日までに出生した者（以下「対象児童」という。）のいる世帯。ただし、世帯主である18歳以下の者を除く。

2 前項の規定にかかわらず、前項第2号に定める世帯の世帯主と生計を同一にしていない者は、対象児童の要件を満たさないものとする。

3 基準日の翌日から、令和6年8月31日までに出生した者は、基準日以降に住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯に世帯変更があった場合でも、原則として基準日時点の住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯において、対象児童の要件を満たすものとする。

- 4 既に、地方公共団体から同様の給付金の支給を受けた世帯（当該給付金の給付の対象であるが未申請又は支給を辞退した世帯を含む。）の対象児童は、支給要件を満たさないものとする。
- 5 第1項の規定にかかわらず、住民税が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯、租税条約による免除の適用の届出によって住民税が課されていない者を含む世帯は支給要件を満たさないものとする。

（支給額）

第4条 第3条の規定により支給対象に対して支給することも加算給付金、支援給付金の金額は、次の各号に定める額のとおりとする。

- (1) 令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に対して支給する支援給付金の金額は、10万円とする。
- (2) 令和5年度住民税非課税世帯又は令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に対して支給することも加算給付金の金額は、世帯に属する対象児童1人につき5万円とする。

（受給権者）

第5条 こども加算給付金、支援給付金の受給権者は、支給対象となる世帯の世帯主とする。（ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者とする）。）

- 2 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、別記のとおりとする。

（支給の方式）

第6条 こども加算給付金、支援給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別紙様式第1号の確認書（以下「確認書」という。）の提出若しくは第2号の均等割課税分申請書（以下「申請書」という。）並びに第3号のこども加算分申請書による申請を行う。

- 2 申請者は、確認書若しくは申請書並びにこども加算分申請書を郵送等により市に提出する。
- 3 市は、前項に基づき確認書若しくは申請書並びにこども加算分申請書を受領したときは、すみやかに審査を行い、要件を満たす者から順に申請者から通知された金融機関の口座に振り込みを行うものとする。なお、申請者が金融機関に口座を開設していない場合や、金融機関から著しく離れた場所に居住している等、口座振り込みによる支給が困難な場合に限り、市の窓口又は現金書留により現金支給を行うものとする。
- 4 申請者は、こども加算給付金、支援給付金の申請にあたり、公的身分証明書の写し等を提出又は提示すること等により、申請者本人による申請であることを証する。

(プッシュ型支給の方式)

第7条 市は、前条の規定に関わらず、令和5年度住民税非課税世帯として令和5年12月1日付け低所得世帯支援給付金の給付を受けた世帯及び第3条第1項第2号に掲げる対象世帯で第6条第3項に基づき、給付を受けた世帯に対し、確認書若しくは申請書並びにこども加算分申請書の提出なく、こども加算給付金を令和5年12月1日付け低所得世帯支援給付金による給付を行った支給口座又は支援給付金の給付を行った支給口座に支給する。

(代理による申請)

第8条 申請者に代わり、代理人として第6条の規定による確認書若しくは申請書並びにこども加算分申請書の提出を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

- (1) 基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者
- (2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）
- (3) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

2 代理人がこども加算給付金、支援給付金の確認書若しくは申請書並びにこども加算分申請書の提出を行うときは、委任欄への記載をすることとする。また、この場合、市は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

3 代理人が第1項第1号の者にあつては、住民基本台帳により、また、第2号及び第3号の者にあつては、代理権が付与されたことのわかる書類等により、代理権を確認するものとする。

(申請期限)

第9条 こども加算給付金、支援給付金の申請受付開始日は、令和6年4月1日とする。

2 支援給付金の確認書の提出期限は、令和6年8月31日とする。

3 申請書の提出期限は、令和6年8月31日とする。

4 こども加算分申請書の提出期限は、令和6年8月31日とする。

(事業の実施期限)

第10条 実施期限は、令和6年10月31日までとする。

(支給の決定)

第11条 市長は、第6条の規定により確認書若しくは申請書並びにこども加算分申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象に対しこども加算給付金、支援給付金を支給する。

(こども加算給付金、支援給付金の支給等に関する周知等)

第12条 市長は給付金事業の実施にあたり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第13条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象から、第9条第2項、第3項、第4項の期限までに、第6条に規定する確認書若しくは申請書並びにこども加算分申請書の提出または申請が行われなかった場合、支給対象がこども加算給付金、支援給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第6条第1項に規定する確認書若しくは申請書並びにこども加算分申請書を受領した後、書類不足等による不備があり、市が確認等に努めたにもかかわらず確認書若しくは申請書並びにこども加算分申請書の補正が行われず、申請者の責に帰すべき事由により支給決定ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

3 市長が第11条の規定による支給決定を行った後、確認書若しくは申請書並びにこども加算分申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず確認書若しくは申請書並びにこども加算分申請書の補正が行われず、申請者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第14条 市長は、偽りその他不正の手段によりこども加算給付金、支援給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行ったこども加算給付金、支援給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第15条 こども加算給付金、支援給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第16条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月4日から施行する。

別記（第5条関係）

1 配偶者やその他親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱い

（1）以下に掲げる事例であって、かつ、（2）の申出者の満たすべき一定の要件を満たしており、その旨を申し出た場合、当該申出を行った者（以下「申出者」という。）については、基準日時点で申出者が市に住民票が所在しない場合にも、当該申出者の低所得者世帯支援給付金については、市から支給する。

ア 配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別にしている者（婦人相談所一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。）又は婦人保護施設の入所者の暴力被害が、当該入所者の親族（配偶者を除く。以下同じ。）など、当該入所者が属する世帯の者が加害者であって、当該親族と生計を別にしている入所者を含む。）及びその同伴者であって、基準日において市に住民票を移していない者

イ 親族からの暴力等を理由とした避難事例で、親族からの暴力等を理由に避難している者が自宅には帰れない事情を抱えているもの

（2）申出者の満たすべき一定の要件は、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

ア 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条に基づく保護命令（同条第1項第1号に基づく接近禁止命令又は同項第2号に基づく退去命令）が出されていること。

イ 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所している者に婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。))が発行されていること。

なお、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）や行政機関や関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体、補助金等交付団体）が発行した確認書（別紙様式1）も、上記証明書と同様のものとして取扱う。

ウ 基準日の翌日以降に住民票が居住市町村へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。

エ 前号アからエまでに掲げる場合のほか、申出者と住民票上の世帯との間に生活の一体性がないと認められる場合

※ 婦人保護施設等に申出者が児童とともに入所している場合で、申出者の配偶者に対して当該児童への接見禁止命令が発令されている場合など、当該取扱いの趣旨を踏まえ、明らかに申出者と住民票上の世帯との生計が同一ではないと判断することができる場合を含む。

2 措置入所等児童の取扱い

神奈川県内各市町村の定める基準日において、神奈川県内市町村の住民基本台帳に記録されている者で、以下の（１）から（６）までのいずれかに該当する児童（児童（基準日時点で満 18 歳に満たない者をいう。以下同じ。）及び児童以外の者（基準日時点で原則として満 22 歳に達する日の属する年度の末日までにある者（疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。））及び（６）における母子生活支援施設の入所者を含む。以下同じ。）については、市における申請・受給権者とする。

- （１）児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 3 第 8 項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第 6 条の 4 に規定する里親に委託されている児童（保護者（児童福祉法第 6 条に規定する保護者をいう。（２）において同じ。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2 月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除く。）
- （２）児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により入所措置が採られて同法第 42 条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法第 27 条第 2 項の規定により同法第 6 条の 2 の 2 第 3 項に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法第 27 条第 1 項第 3 号若しくは第 27 条の 2 第 1 項の規定により入所措置が採られて同法第 37 条に規定する乳児院、同法第 41 条に規定する児童養護施設、同法第 43 条の 2 に規定する児童心理治療施設若しくは同法第 44 条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童（当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者、2 月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所又は指定発達支援医療機関への入院をしている者及び保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2 月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除く。）
- （３）身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 18 条第 2 項若しくは知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 373 号）第 16 条第 1 項第 2 号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。）第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成 14 年法律第 167 号）第 11 条第 1 号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（2 月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- （４）生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 30 条第 1 項ただし書の規定により同法第 38 条第 2 項に規定する救護施設、同条第 3 項に規定する更生施設若しくは同法第 30 条第 1 項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、又は売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）第 36 条に規定する婦人保護施設に入所している児童（2 月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、18 歳に

達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。)

- (5) 児童福祉法第 25 条の 7 第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 3 第 1 項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等(2 月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入居している者に限る。)
- (6) 児童福祉法第 23 条第 1 項の規定により同法第 38 条に規定する母子生活支援施設(以下「母子生活支援施設」という。)に入所している者(2 月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。)

3 入所措置等が執られている障害者・高齢者の取扱い

以下の(1)又は(2)のいずれかに該当する「措置入所等障害者」及び「措置入所等高齢者」(以下「措置入所等障害者・高齢者」という。)であつて、基準日において、市に住民基本台帳に記録されている者については、市における申請・受給権者とする。ただし、市で入所等の措置を講じ、措置入所等担当課室から給付金担当課室に対して、施設所在市町村に住民票を移していない措置入所等障害者・高齢者に関する情報提供が行われた場合、当該措置入所等障害者・高齢者に支給する。

- (1) 「措置入所等障害者」とは、身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 18 条第 1 項若しくは第 2 項又は知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 15 条の 4 若しくは第 16 条第 1 項第 2 号の規定による措置が執られている者(措置が執られている者には、措置施設入所者や措置入所に準ずるものとして措置権者が適当と認める者(成年後見人、代理権付与の審判がされた保佐人及び代理権付与の審判がされた補助人が選任されている者等を含む。))を含む。以下同じ。)(2 か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)
- (2) 「措置入所等高齢者」とは、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 10 条の 4 第 1 項及び第 11 条第 1 項の規定による入所等の措置等が執られている者(2 か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)

4 ホームレス等の取扱い

居住が安定していないいわゆるホームレスの方や事実上ネットカフェに寝泊まりしている方であつて、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されていない者について、基準日の翌日以降、市において住民基本台帳に記録されたときは、市における申請・受給権者とする。

5 無戸籍者の取扱い

現に住民基本台帳に記録されていない者であつて、自己又はその未成年の子等が無戸籍であると市に申し出た者について、法務局等において無戸籍者として把握していることを市長が相当と認めるときは、市における申請・受給権者とする。